

さいたま市立田島中学校PTA会則

第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は、さいたま市立田島中学校PTAといい、事務所を同校内におく。
さいたま市立田島中学校
住所：埼玉県さいたま市桜区田島10-13-1 電話番号：048-864-3451

第2章 目的および活動

- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して生徒の幸福と健全な成長をはかるとともに、会員相互の教養をたかめ親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- (1) 家庭と学校との緊密な連絡をはかり、生徒の福祉増進につとめる。
 - (2) よい保護者、よい教職員となるための成人教育を行う。
 - (3) 学校ならびに地域社会の生活環境をよくする。
 - (4) 公教育費充実のために世論の喚起につとめる。
 - (5) その他この会の目的を達するために必要な活動をする。

第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) 学校の人事その他管理に干渉しない。また、どんな団体、個人も干渉をうけない。

第4章 会員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
- (1) 本校の生徒の父母、またはこれにかわる保護者。
 - (2) 本校の教職員。
- 第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
2. 会費の変更は総会において決定する。
 3. 会費は、すべて平等の義務と権利とを有する。
- 第7条 この会の会員は、さいたま市PTA協議会桜区連合会の会員とする。

第5章 本部役員

- 第8条 この会の本部役員は、次のとおりである。
- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名（内1名教職員）
 - (3) 書記2名
 - (4) 会計2名
- 第9条 本部役員の兼任は認めない。
- 第10条 本部役員は、別に定める本部役員等選出規定に基づき選出される。
- 第11条 本部役員の任期は、総会から次年度の総会までの1年とする。但し、原則、再任は1年とする。
- 第12条 会長はこの会を代表して会務を総括する。
2. 会長は、総会・全体委員会・運営委員会を召集する。
- 第13条 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第14条 書記は、次の会務を行う。
- (1) 総会、全体委員会、運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

- (2) 記録、通信、その他の書類を処理し保管する。
- (3) 会議で決定された事項の処理について進行の連絡をはかる。
- (4) この会の庶務を行う。

第15条 会計は、次の会務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 全体委員会、運営委員会で会計報告する。
- (3) 定期総会において会計監事の監査を得た会計報告をする。
- (4) この会の財産を管理する。
- (5) 予算の立案について協力する。

第6章 委員

第16条 この会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員
- 2. 専門委員は、各学級より、および教職員から選出される。

第17条 専門委員の任期は、総会から次年度総会までの1年とする。但し再任は防げない。

第7章 会計監事

第18条 この会の会計を監査するために、会計監事3名をおく。

第19条 会計監事は、この会の会計および学校給食の会計を監査し、総会で報告する。

第20条 会計監事は、別に定める本部役員等選出規定に基づき選出される。

第21条 会計監事の任期は、総会から次年度総会までの1年とする。但し再任は防げない。

第8章 会議

第22条 この会に、次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 全体委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 選出委員会
- (6) 特別委員会

第23条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

- 2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3. 定期総会は、毎年1回年度始めに開催する。
- 4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。
- 5. 総会の定足数は、会員の十分の一以上とする。
- 6. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 年度の活動方針、報告および予算決算の審議決定。
 - (2) 本部役員、会計監事の承認
 - (3) その他重要な事項。

第24条 全体委員会は、本部役員、委員をもって構成され、総会に次ぐ決議機関である。

- 2. 定期全体委員会および臨時全体委員会とする。
- 3. 定期全体委員会は、年1回開催する。
- 4. 臨時全体委員会は、会長が必要と認めたとき、または全体委員会構成委員の五十分の一以上の要求があったときに開催する。
- 5. 全体委員会の定足数を五十分の一以上とする。
- 6. この会の運営に関する事項を審議する。

第25条 運営委員会は、本部役員および各専門委員長、選出委員長、特別委員長をもって構成され、各委員会活動の連絡調整をはかり、また、総会および全体委員会に提出する議案を審議する。

第26条 専門委員会は、必要に応じ随時開催する。

- 第27条 特別委員会は、この会の活動に必要と認められたとき、全体委員会の承認を受けて設置し、その任務終了とともに解散する。
- 第28条 各委員長は、他の委員長を兼任できないものとする。但し、特別委員会はこの限りでない。
- 第29条 学校長は、顧問として各会議に出席し意見を述べることができる。

第9章 会計

- 第30条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によってまかなう。
- 第31条 会費は、会員一家庭 年額2,000円とする。
- 第32条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第33条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第10章 細則

- 第35条 この会の運営に関し必要な事項は、この会則に反しない限りにおいて、全体委員会の議決を経て細則を定める。
2. 全体委員会で細則を制定、または、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

- 第36条 会則は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。
2. 細則は、全体委員会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。但し、改正案は、全体委員会の開催の少なくとも三日前までに各委員に知らせておかなければならない。

付 則

この会則は、	昭和51年11月21日	より施行する。
	昭和55年 5月26日	一部改正
	昭和55年 6月 3日	一部改正
	昭和58年 5月21日	一部改正
	昭和61年 5月28日	一部改正
	昭和62年 5月27日	一部改正
	昭和63年 5月21日	一部改正
	平成 7年 5月19日	一部改正
	平成10年 5月16日	一部改正
	平成12年 5月11日	一部改正
	平成17年 5月20日	一部改正
	平成19年12月 5日	一部改正
	平成22年 4月26日	一部改正
	平成26年 5月16日	一部改正
	平成27年 5月14日	一部改正
	平成28年 5月13日	一部改正
	令和 3年 3月19日	一部改正
	令和 3年 5月14日	一部改正

細 則

第1章 本部役員等選出規定

- 第 1 条 本部役員（会長、副会長、書記、会計）および会計監事は次のとおり選出する。
- (1) 本部役員・会計監事は当該年度会員予定者（前年度1・2年生会員および新年度入学予定者保護者）の中より立候補および推薦された者より選出するものとし、前年度選出委員会にて選出業務をおこなう。
 - (2) 立候補および推薦方法は、前年度会員および新年度入学予定者保護者に立候補および推薦用紙を配布し、役員選出委員会に提出する。
 - (3) 選出委員会は、立候補および推薦された者から本部役員・会計監事候補者を決定する。
 - (4) 本部役員・会計監事の選出は、全体委員会で公示し、総会で承認をうける。
- 第 2 条 選出委員会は、次のように構成し選挙に関する一切の業務を行う。
- (1) 1学年、2学年の各学級から2名選出し、互選により委員長1名、副委員長2名をおく。
 - (2) 選出委員の任期は、総会から次年度総会までの1年とする。但し再任は防げない。
- 第 3 条 専門委員会は、次のように構成する。
- (1) 広報委員会
 - (2) 体育祭委員会
 - (3) 地区委員会

第2章 委員等免除規定

- 第 4 条 次の者は委員を免除される。
- (1) 当該年度本部役員・会計監事内定者および前年度以前の本部役員経験者。
 - (2) その生徒につき、委員・会計監事経験者。但し、学級において委員免除対象者多数により委員選出が困難な場合、本項は適用しないものとする。
 - (3) 選出時に免除の希望および理由を申し出、学級会員間にて承認を得られた場合。
- 第 5 条 本部役員・会計監事および委員長・副委員長経験者が委員となった場合においては、委員長・副委員長を免除される。

第3章 慶弔見舞規定

- 第 6 条 会員慶弔ならびに教職員の転退職に際し、下記相当額を贈り、慶弔および感謝の意を表すものとする。
- (1) 教職員の結婚の場合 5,000円
 - (2) 教職員の死亡の場合 10,000円
 - (3) 生徒の父母またはこれに代わる者の死亡の場合 10,000円
 - (4) 生徒の死亡の場合 10,000円
 - (5) 教職員の配偶者および父母、子供の死亡の場合 5,000円
但し、同居の義父母も含む。
 - (6) 上記のほか、教職員の転退職および傷病（生徒の傷病も含む）、災害等が生じた場合、会長が判断し、運営委員会で事後報告する。

第4章 表彰規定

- 第 7 条 運営委員が退任するとき、本会は感謝の意を表すものとする。
2. 本会に功績顕著な人に対し感謝状を贈る場合は、運営委員会で審議・決定する。

第5章 教育振興費規定

第8条 教育振興費は、特色ある学校づくりを助け、生徒の教育効果を上げるため、この会が補助するものである。

2. 教育振興費は、一家庭 年額1,000円かつ 生徒一人あたり年額1,000円とする。
3. 教育振興費は、任意とする。

第6章 PTA事務員規定

第9条 田島中PTAは、PTA事務員を雇用することができる。

2. PTA事務員は、各役員会および各委員会の事務的補助を行うものとする。

第7章 お手伝いシステム規定

第10条 学校行事および地域行事への参加協力機関としてお手伝いシステムを置く。

2. 本部役員および委員に属さない各学級の会員はお手伝いシステムに参加するものとする。

付 則

この細則は、昭和51年11月21日 より施行する。

昭和54年 2月21日 一部改正

昭和55年 5月28日 一部改正

昭和56年 4月23日 一部改正

昭和57年 5月19日 一部改正

昭和57年12月11日 一部改正

昭和62年 5月16日 一部改正

昭和63年 5月14日 一部改正

平成 2年 1月27日 一部改正

平成 4年 1月25日 一部改正

平成 6年 1月22日 一部改正

平成 7年 1月28日 一部改正

平成 8年10月17日 一部改正

平成10年 5月16日 一部改正

平成11年 5月 6日 一部改正

平成12年 5月11日 一部改正

平成17年 5月20日 一部改正

平成19年12月 5日 一部改正

平成22年 4月26日 一部改正

平成26年 5月16日 一部改正

平成27年 5月14日 一部改正

平成28年 5月13日 一部改正

令和 3年 3月19日 一部改正

令和 3年 5月14日 一部改正

さいたま市立田島中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 さいたま市立田島中学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報の管理者は、本会副会長とし、本会会長がこれを任命する。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報の取扱者は本会本部役員および各専門委員長、選出委員長、特別委員長、PTA事務員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報の利用目的は、本会活動に関するものに限定する。目的外の利用は行わない。

(利用目的による制限)

第 8 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

- 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに掲示・放置等しない管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者から提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、ただちに管理者および本会会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 管理者は取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 管理者および取扱者は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

この規則は、平成30年 5月25日 より施行する。
令和 3年 3月19日 一部改正